

2019年6月19日

厚生労働省老健局
老健局長 大島 一博 様

公益財団法人 U ビジョン研究所
理事長 本間 郁子

高齢者虐待防止法に関する要望書

虐待を繰り返さないための実効性のある 第三者評価の義務化

高齢者虐待防止法は2006年4月に施行され、国は毎年、虐待に関する実態調査結果を公表しており、『平成29(2017)年度「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』は、2019年3月27日に公表された。

高齢者施設（特養ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、介護老人保健施設など）における介護施設従事者等による虐待の調査結果では、虐待と判断された件数は510件（前年度452件）で相談・通報件数は1,898件（前年度1,723件）で10.2%で、いずれも過去最多になって、年々増加している。通報者は当該施設職員が510人で23.2%（前年度464人で23.4%）で最も多く、次に家族・親族が460人で20.9%（前年度350人で17.6%）であった。

今回の調査結果で、虐待の通報者は前年度と比べて職員よりも家族や親族による通報が増加していることは最も注目すべき点であろう。家族の人権意識が高くなってきていることが背景にあると思われるが、家族は夜の様子を全く知りえない。さらに、入居者には、家族のいない単身世帯が増えてきており、家族がいても関係が希薄になってきてホームに訪ねて来ない家族も増えていることから、通報や相談による虐待の件数で対応を検討するだけでなく、虐待があっても通報されていない施設に対応する具体的な防止策も検討されることが急務と考える。

さらに、今回の調査結果で重要な課題は、虐待と判断された510件のうち過去に指導があった施設は157件で30.8%（前年度25.9%）であり昨年度よりも増えた。ということであり、市民として看過することはできない。

前年度も同様に虐待と判断された件数のうち過去に指導があった施設の割合

が高く、その対応として 2018（平成 30）年 3 月 28 日と平成 31 年 4 月 1 日の 2 年間に渡り、厚生労働省老健局長から各都道府県知事宛に『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）（老発 0328 第 2 号）』が出された。

通知の要点は 1. 高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施。 2. 高齢者虐待における重篤事案の事後検証及び再発防止。 3. 高齢者権利擁護等推進事業の活用。と明記されている。

ここで、繰り返し虐待判断された施設を増やさないための防止策として、虐待が判断された施設に対して、夜間の調査を実施する第三者評価の受審義務を課することを提案したい。

第三者評価の内容については、職員数の少なくなる時間帯に虐待は多いというデータから夜間を含む調査、組織マネジメント、中間管理職のヒヤリング、家族・職員のアンケート調査、専門職としての知識・技術レベルや不適切ケアの観察調査、人材育成プログラムなどについて適切かどうかなどの項目で調査できる専門性の高い評価者によって現状把握・分析・改善点を明確にする。さらに、調査結果を利用者、家族、職員をはじめとして、自治体、地域包括支援センター、居宅事業者などへ報告することをもって責任を果たすものとする。

1 年後、さらに改善内容を含めて確認・評価し公表する。ここまでの一連のプロセスを通して、市民が安心してその施設を利用することができるようにする。

国はサービスの質を担保する仕組みとして、指導監査を実施しており、その業務について、厚労省老健局長からの通知（平成 18 年 10 月 23 日付け、老発第 1023001 号）によると「介護サービス事業者に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っている」と明記している。

虐待の調査結果からみて、残念ながら指導監督業務がサービスの質を担保しているとは考えにくい現状にあるのは否めない。

虐待と判断された施設に対して「サービスの質を担保」するための仕組みを作ることは、介護保険制度に対する市民の信頼確保である、制度を持続するために必要不可欠な体制であるとして提案する。

虐待判断された施設が繰り返し虐待を 起こさないようにするための実効性の ある第三者評価の目的・方法・内容

【目的】虐待が起きる要因を分析し、課題を明確にして、繰り返し虐待が起きない体制を築く。

【方法】調査は3日間（夜間を含む24時間調査）。

評価者は専門性が高く、市民の人権を守る視点に立つことができる経験豊富な評価者3人以上。

事前調査→訪問調査→最終審査→報告書作成→報告書

提出・説明→報告書の公表

→（1年後）第三者評価実施→報告書提出・説明→報告書の公表

【調査内容】

1. 事前書類調査
2. 訪問調査時における書類調査
3. 居住環境・ケア観察調査
4. 夜間観察調査
5. 経営者ヒヤリング調査
6. 入居者ヒヤリング調査（※入居者の状態による）
7. 介護職員ヒヤリング調査
8. 看護職員ヒヤリング調査
9. 管理栄養士・調理主任ヒヤリング調査
10. 生活相談員ヒヤリング調査
11. ケアマネジャーヒヤリング調査
12. 機能訓練指導員ヒヤリング調査
13. 事務長・事務管理職ヒヤリング調査
14. 一般職員アンケート調査
15. 家族アンケート調査
16. 新人職員ヒヤリング調査
17. 外国人職員ヒヤリング調査

調査内容については、施設側、行政へ説明し検討を行う。見直し・追加も可能。

【調査期間】

約3カ月

【調査報告・説明】

- ・利用者・家族・職員へ報告
- ・市民へ報告
- ・自治体・居宅事業者・地域包括支援センターなど関係機関へ報告
- ・ホームページ、報告書の開示、第三者評価機関での開示
(1年後の第三者評価実施・報告)
- ・指摘された改善点の確認→調査内容・方法は上記に同じ
- ・利用者・家族・市民・自治体・居宅事業者・地域包括支援センターなど関係団体へ報告及び情報公開

繰り返し虐待をおこさないための 第三者評価のフローチャート

第三者評価の実施

- ・虐待が起きる原因の究明・分析・改善点の明確化
- ・評価者は、利用者の権利擁護・コンプライアンス・制度理解などの教育を受け訓練された者で構成する。
- ・事前調査→訪問調査→最終審査→報告書作成→報告書提出・利用者・家族・職員への説明
- ・評価期間：約3カ月



第三者評価結果の公表

- ・市民へ報告・説明
- ・自治体・居宅事業者・地域包括支援センターなど関係機関へ報告
- ・ホームページ、報告書の開示、第三者評価機関での開示

1年後



改善点の確認（再度第三者評価を実施）

- ・流れは上に述べた第三者評価の実施と同じ
- ・明確になった改善点の確認



再度行われた第三者評価結果の報告書提出・説明

- ・流れは上に述べた第三者評価結果の公表と同じ



安心して利用できる施設として市民へ公開